地球温暖化対策計画書等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛知県地球温暖化対策推進条例(平成30年愛知県条例第45号。以下「条例」という。)第8条第1項及び愛知県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成31年愛知県規則第7号。以下「規則」という。)第3条に規定する温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者の要件に該当しない事業者(以下「中小規模事業者」という。)が、条例第8条第1項及び第9条第1項の規定に準じて、地球温暖化対策計画書(以下「計画書」という。)及び地球温暖化対策実施状況書(以下「状況書」という。)を作成し、知事に提出することに関して必要な事項を定めることにより、事業活動における地球温暖化対策の取組を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例及 び規則で使用する用語の例による。

(対象となる中小規模事業者)

第3条 この要綱の対象となる中小規模事業者は、県内(名古屋市の区域内を除く。)に工場等を有する者とする。

(計画書の作成等)

- 第4条 中小規模事業者は、規則第4条第3項に規定する地球温暖化対策計画書 提出書(様式第1)に準じて計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 2 前項に規定する計画書は、提出年度の前年度を基準年度とし、提出年度から原則として3年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。
- 3 計画書は、前項に規定する計画期間の初年度の7月末日までに提出するものとする。

(地球温暖化対策の実施)

第5条 前条第1項の規定により計画書を提出した者(以下「提出事業者」という。)は、計画書の内容に基づき、温室効果ガスの排出の量の削減等のための 措置に努めるものとする。

(状況書の作成等)

- 第6条 提出事業者は、計画期間の毎年度、計画書に基づく温室効果ガスの排出 の量の削減等のための措置の実施状況を規則第4条第4項に規定する地球温暖 化対策実施状況書提出書(様式第2)に準じて作成し、知事に提出するものと する。
- 2 状況書は、毎年度7月末日までに提出するものとする。

(計画書等の評価及び公表)

- 第7条 知事は、第4条又は前条の規定により提出された計画書又は状況書(以下「計画書等」という。)について、条例第10条第1項及び規則第5条第1項の規定に準じて、その内容を公表するとともに、条例第10条第1項に規定する知事が別に定めて公表する基準に準じて温室効果ガスの排出の量の削減等に関する取組の状況等の評価を行い、規則第5条第2項の規定に準じて当該評価の結果を公表するものとする。
- 2 中小規模事業者は、第4条又は前条の規定により計画書等を作成したときは、 その内容を公表するよう努めるものとする。

(計画書等に係る助言)

- 第8条 知事は、中小規模事業者に対し、第4条又は第6条の規定により提出された計画書等の内容に基づき、地球温暖化対策の促進に資するため必要な助言を行うことができる。
- 2 知事は、前項の規定による助言を行うため必要な限度において、当該中小規 模事業者の協力を得て、計画書等の内容に関する資料の提供を受け、又はその 職員に、温室効果ガスの排出をする工場若しくは事業場その他の場所において、

事業の用に供する設備その他の物件を確認させることができる。 (適用除外)

第9条 この要綱に規定する事項は、名古屋市の区域については、適用しない。 (その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月15日から施行する。